

令和4年第4回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和4年12月9日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 堀 三好・ 総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義・ 長寿福祉課長 園田秀秋
子ども未来課長 末永浩一・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
教務課長 村上英之・ 総務係長 末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和4年第4回定例会議事日程（4日目）

令和4年12月9日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第50号 上毛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の
条例について
- 日程第 3 議案第51号 上毛町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第52号 上毛町田舎暮らし研究交流サロン条例を廃止する条例に
ついて
- 日程第 5 議案第53号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第54号 上毛町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定に
ついて
- 日程第 7 議案第55号 上毛町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定につい
て
- 日程第 8 議案第56号 上毛町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する等の
条例について
- 日程第 9 議案第57号 指定管理者の指定について(上毛町大池公園有料施設等)
- 日程第10 議案第58号 指定管理者の指定について(上毛町立体育館等)
- 日程第11 議案第59号 令和4年度上毛町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 発議第 5号 国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見
書(案)
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第14 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、11月29日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いいたします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第10、議案第58号、日程第12、発議第5号、以上2件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。高西委員長。

○文教厚生委員長（高西正人君）皆さん、おはようございます。早速ですが、文教厚生常任委員会から報告いたします。

当委員会は、12月5日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、9時33分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された、その他1件と議員から提出された意見書1件の計2件です。

付託されました案件の審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告いたします。

なお、質疑につきましては、主要な質疑のみ報告させていただきます。

まず、議案第58号、指定管理者の指定について（上毛町立体育館等）についてです。

最初に、担当課長に説明を求めました。

1、管理を行わせる公の施設の名称。上毛町立体育館等、具体的には上毛町立体育館、上毛町総合グラウンド、その他関連施設（多目的広場）。

2、指定管理者となる団体の名称。シンコースポーツ、日本管財グループ、代表団体、シンコースポーツ九州株式会社、構成団体、日本管財株式会社。

3、指定の期間。上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例（令和4年条例第4号）の施行の日から、令和15年3月31日までとの説明でした。

質疑。直営で管理した場合の積算は検討しましたか。

答弁。直営は行ってなく、指定管理の場合だけの積算です。

質疑。管理料が年間6,000万円ですが、金額査定の基準は。

答弁。参考見積り、また、近隣や類似する指定管理に出している体育館を参考にしています。

質疑。利用者や町のメリットとして、指定管理者の自主事業や住民の企画する大会の連携について、指定管理者から何か提案はありましたか。

答弁。詳細は今後詰めていくこととなりますが、概要として、地域活性化に貢献する企業として、商工会との連携や地元物産の委託販売やPR活動を行うという提案がありました。また、福祉の拠点として、げんきの杜との連携や日常的な普及促進策として、スポーツ教室やカルチャー教室等で、生涯スポーツの推進や体育館の利用促進に努めていきたいという提案がありました。

討論。なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、発議第5号、国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見書(案)

についてです。

活発な討議が行われました。

質疑。どこから来たものなのですか。

答弁。京築地域でも共通課題を持っているという点から、議長会でも声を上げていこうという流れです。

質疑。1兆円規模の財源はどのように考えているのですか。

答弁。提案する側が具体的に示すものではないのではないかと考えます。

次に、賛成者からの補足説明がありました。

税のかけ方の構造を見直してもらいたいということです。均等割が一人一人にかかることで負担が大きくなっているのを、均等割を撤廃し、撤廃による減収分を国に負担してもらい、これにより子育て支援にもブレーキがかからなくなると考えます。

討論。なし。採決の結果、起立多数での可決となりました。

以上、報告いたします。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。お疲れ様でした。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、議案第50号、日程第3、議案第51号、日程第4、議案第52号、日程第5、議案第53号、日程第6、議案第54号、日程第7、議案第55号、日程第8、議案第56号、日程第9、議案第57号、以上8件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任会から報告をいたします。

当委員会は12月6日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前9時開会、10時24分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案7件とその他1件の計8件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議

規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第50号、上毛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

令和3年6月11日、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から施行されることになり、これに伴い、本町職員の定年年齢についても、現行の60歳から65歳へ段階的に延長することとなるため、関係する9件の条例を一部改正、また、1件の条例を廃止することとしますとの説明でした。

質疑。定年延長になっても町長の承認を得なければならないとあるが、法律が改正されれば、何もなくても延長されていくのか、町長の承認を必要となるのはどういうものか。

答弁。定年が延長になるので本人が希望しなければ自動的に延長になるのが基本的な考え方です。そこで退職しますとか、再任用を選択しますとかというようなことがなければ、制度が完成した場合、65歳まで自動的に勤務が可能になります。町長の承認が必要な場合は、例えば、管理職であったものを管理職より下の役職に本来降格しなければならないが、事業等で大きなプロジェクトがあつて、管理職より下げることで支障を来すようなことがあれば、その方については管理職から下がらずに管理職でいる期間を延長することができることとなります。

質疑。60歳のときの給料の70%になると説明があつたが、人によるかもしれませんが士気の低下を招くようなことがあるのではないかと懸念する。

答弁。管理職は60歳で一旦管理職を降りることが原則になる。今、想定している職種については、係長と同じ4級となるが、そこで調整官という役職を置くように考えている。主な職としては、課内の課長をサポートして、課内全体を調整する役割、課長を経験しているスキルを生かして、課をうまく回してもらうサポート役というポジションを考えています。上毛町のような職場であれば、毎年必ずその対象者が出るということがないので、制度がなじんでいくまではしばらく時間がかかると考えている。人によって、その方の経験のある課に行くなり、将来的には、その課のこのポストとして固定するのが本来望ましいと思うが、制度がなじむまでは、経験のあつた課、業務が多忙になっている課に重点的に配置するようなこととを考えている。

質疑。向こう5年間の新規採用はどのように考えているか。

答弁。基本的には上毛町の場合は、欠員が出た場合に補充を原則として考えている。

国のほうから人事の考え方として、偏りができるだけないように、退職がない年でも将来を見据えて採用することは構わないという指針が出ている。それがうちの町にそのまま当てはまるかどうかは流動的であるとの答弁でした。

討論。討論なし。採決。全会一致。したがって、議案第50号、上毛町職員の定年に関する条例の一部を改正する等の条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第51号、上毛町職員の降給に関する条例の制定について。

最初に、総務課長に説明を求めました。

本条例については、審議した議案第50号の職員の定年延長に関連し、新たに条例を制定するものです。

管理監督職勤務上限年齢による降任に伴う降給や60歳以上で引き続き勤務する職員の場合は、必然的に職員の意に反して降給することになるが、本町では職員の意に反する降給に関しての定めがなかったため、今回、分限による降給を含めた降給の取扱いについて、根拠となる事項を条例で定めているとの説明でした。

これは、今まで勤務成績の悪い人は、いろんな処分が出ている。例えば、勤勉手当のカット、あるいは訓戒処分、いよいよ悪いときは懲戒免職。これの少し幅を持たせた緩和されることになるのではないかと。勤務成績がよくない状態で改善されない場合でも首にならないけど、号を下げる、懲戒免職の幅が広がって甘くなっていくという感じを受けるが、その辺はどうか。

答弁。分限処分等に関して今までとの取扱いが変わることは基本的にはない。条例でしっかり定めを持っていなかったというところにある。例えば、今言われた勤勉手当というような、従前からの制度があります。実際に運用することも難しいが、職員の意に反して降給を下げるという部分については、今回、定年延長で必ず7割というものが出てくるので、そこで定めを必ず持つていなければならない。その部分を従前からある分限処分による降給の対象、給料を下げるというような事態になれば、この条例に基づいて下げることになる。運用そのものは今までと変わっていませんとの答弁でした。

討論。討論なし。採決。全会一致。したがって、議案第51号、上毛町職員の降給に関する条例の制定について、当委員会は、全会一致で可決することに決しました。

議案第52号、上毛町田舎暮らし研究交流サロン条例を廃止する条例について。

最初に企画開発課長に説明を求めました。

上毛町田舎暮らし研究サロンについては、平成25年に市町村合併推進体制整備費用補助金を活用し、持続可能な地域活性化に向けた定住促進施策の研究を行う拠点として整備され、平成26年より開設して、具体的には地域おこし協力隊員がサロンの職員として、定住促進に資する各種イベントのそのほか、定住相談等の諸活動、業務を行っていたが、徐々に利用者が減少したところで、令和2年から休止している状態である。

質疑。今の説明では地域の方が、今後の目的に沿ったやり方で進めていくということになるのか。

答弁。休止中の施設を見て、地元のほうから先ほど説明した内容で使いたいという申出があった。町としては、地元の方に条例の趣旨に沿った制度で管理していただけないかということで協議を重ねたが、不定期で使いたい、夜間でも使いたいということで条例の趣旨に合わない、指定管理ができないということになった。この条例を存続すれば、地元へ貸すことができない。地元がよい使い方をするというを受けて、一旦条例を廃止して、地権者と地元の有効活用ができればいいのではないかという判断で今回、条例を廃止するとの答弁でした。

質疑。地域おこし協力隊の活動拠点ではなかったのか。

答弁。地域おこし協力隊の活動拠点ではなく、サロンを運営するときに、地域おこし協力隊を職員として運営してもらうことで始まった。地域おこし協力隊員全員の活動拠点ではありません。サロンを運営するときに当初、地域おこし協力隊を職員として採用して続けていたものですと。

質疑。よその例を見ると、みやこ町ではジビエ、豊前市ではうみてらすなど、いろんな開発をしている。そういう任務を与えて活動を行っているうちは、何か霞の中にいるような存在を感じている。そういう意味でうちの町には必要ないということになったのか。

答弁。町には、今まで7名の地域おこし協力隊に来ていただき、一定の成果が出たと認識している。今後については、一旦やめようと募集を中止している。ある程度うちの町に来ていただいて、それぞれ活動してもらい、一旦よいのではないかということで、今回やめている状態である。成果があるなしでいくと、良い部分も悪い部分も正直あったと思う。全く成果がなかったと言われるとそうではないと考えている。

質疑。有効的な事業と考えていた。若い人が、新しい風を吹かして山間部に新しい開発をしていく。若い力を借りてお年寄りから子供まで元気に生活できるような風潮もあった。これを引き続き続けてほしいと思っていたが頓挫した。悪いところ、デメリットは把握していませんが、どういうデメリットがあったのか。

答弁。利用者が減少したということが一番の理由です。当初始めたときに、移住定住の田舎暮らしが本当の田舎をモデルとして、田舎暮らしを、サロンを窓口として、上毛に来ていただいていた。そのニーズが一周すると、移住定住は平野部に住みたいという方も多いので、そこで空き家バンクの情報も流していました。どうしても連携が遠くなる。あそこの窓口に行って説明をしてもらって、田舎の近くの家を紹介してもらうのはいいのですが、平野に住みたい、そんな田舎でもなく普通の上毛の平野暮らしをしてみたいという人にとっては、やはり連携の悪さがあり、だんだん利用者が減ってきた。費用対効果というか、上毛の役場のほうで案内するほうが多くなった。一定の成果を上げたということで、利用者も減ってきたので、そろそろよいのではないかという認識であった。

討論。討論なし。採決。起立多数。したがって、議案第52号、上毛町田舎暮らし研究交流サロン条例を廃止する条例について、当委員会は、起立多数で可決することに決しました。

議案第53号、上毛町税条例等の一部を改正する条例について。

最初に税務課長に説明を求めました。

共通納税サービスの拡充等により、町の債権に係る督促手数料を廃止することに伴い、関係条例を改善する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

令和3年度現在、これを県内人口ベースで考えると、督促手数料を徴収しない人口カバー率は73%になる。また、今年度中に本町と同様な理由から廃止する市町村が増えていることから、さらに督促手数料を徴収しない市町村は増加すると考えているとの説明でした。

質疑。督促すること、これからも手間がかかる、今までそういうことで手間がかかるから100円いただいて、徴収制度をしていたと思う。しかし、そういうものもしないから、よくて、それでも督促はする、お金は要りません、うちの町には手数料は要らない、かといって手間がかかる、その辺はどうなのか。

答弁。督促手数料は、基本的には地方税法上の条例で定めるところによるもので、

性質的には手数料という形になる。役務の対価の費用弁償的にはかなり以前から、基本的には郵送料という形で100円として取り扱っていた。それをなくすことによってコンビニ等の利用が長くとれる、納税者の利便性、今後廃止することで増すことになると思う。今回、相対的に考えた中で督促手数料の廃止をする時期が来たと条例を提出した。

質疑、税務課長が言うように、経費のほうが費用負担が大きい。だから、督促業務についても負担になって、意味がないというふうに発しているが、であれば、さっき言った300円とか400円かかるということであれば、督促手数料を引き上げるべきである。納税義務者に対する、ある程度納税意識を高めるためにも、当然これだけの経費がかかるというような意味で、こういう制度をしっかりと設けたほうがよい。だから、一概にお金の問題ではなく、納税義務者の意識を保たせるにも正しく納税する人、しない人について負担は示す必要がある。よくないと思うが。

答弁。基本的に督促を廃止することによって、先ほど説明した、コンビニ収納の期限とかそういうところ、要は今、基本的にはコンビニで使える納付書について、督促手数料の関係で納期限までという形になっている。督促についても、督促発送から10日後にという形の期限を切っている。そこで、金額が変わる部分で、最初の納付書についての期限というか、100円のままでは使えなくなる。100円つくので使えなくなるという形になる。現在、最初から送る納付書について、納期限が過ぎてもコンビニ等で使うことができることになるので、その辺のところ住民の利便性は十分考えられ、一番、納付者の取扱いについて、利便性を上げることが今回、廃止の主な内容であるとの答弁でした。

討論。反対討論あり。

採決、起立多数。したがって、議案第53号、上毛町税条例等の一部を改正する条例については、当委員会は、起立多数で可決することに決しました。

議案第54号、上毛町農業集落排水事業の設置に関する条例の制定について。

最初に、建設課長に説明を求めました。

条例の制定案については、令和5年度から地方公営企業会計へ移行することに伴い、農業集落排水事業の設置、法の財務規定等の適用、会計事務処理等の条例案であるとの説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。採決。全会一致。したがって、議案第54号、上毛町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第55号、上毛町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。

最初に建設課長に説明を求めました。

条例制定案については、令和5年度から地方公営企業会計へ移行することに伴い、簡易水道事業の設置、法の財務規定等の適用、会計事務処理等の条例案であるとの説明でした。

質疑。もう十分承知していることであるが、今までと違った経理の仕方をやらなければならない。十分教育を受けてやっていると思うが、専門用語が多く、ですから、施行するまで担当職員はマスターしなきゃならないが、課長の思いはどうか。

答弁。委員御指摘のとおり、言葉から難しいものがあると。水道、下水道係としても、そのところを十分今後、支援いただいている業者のほうから指導を受けながら、令和5年4月からスムーズに移行できるように研修等を受けている。

質疑。これに関連して、公営企業会計ですが、一般会計からの財務移行はどうなっているか。

答弁。今回、2会計について、企業会計に適用することになるが、一般会計からの繰り出し等については、従前どおりとなっている。今、予算編成中ですが、一旦、従前の現行の予算ベースで一旦予算編成やった上で、企業会計の新しい形にませ替えることで、事務処理を予定している。

討論。討論なし。採決。全会一致。したがって、議案第55号、上毛町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第56号、上毛町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する等の条例について、最初に建設課長に説明を求めました。

地方公営企業法規定による財務規定等に適用することに関係する5条例の改正をするという説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。採決。全会一致。したがって、議案第56号、上毛町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する等の条例について、当委員会は全会一致で可決する

ことに決しました。

議案第57号、指定管理者の指定について（上毛町大池公園有料施設等）。

最初に企画開発課長に説明を求めました。

管理を行わせる公の施設の名称。大池公園有料施設等、大池湯の迫温泉大平楽、上毛町大池公園ふれあいの里ログハウス、さわやか市大平、大池公園その他の施設等。

2、指定管理者となる団体の名称。有限会社エイト。

指定の期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

上記のものを大池公園有料施設大平楽の指定管理者として指定するため、上毛町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものですとの説明でした。

質疑、指定管理料は、前のとおり0円と思うが、これだけのものをやるにはアバウトでよいからどのくらい管理料がかかるのか。

答弁。前のとときに試算した、おおむね概算ではあるが、4,000万円程度かかるとの試算である。

質疑。等の中にはグラウンドゴルフというのがあるが、西側のトイレ、以前のトイレと新しいトイレはどうなるのか。

答弁。新しくできたトイレも入っている。新しくできたトイレの指定管理料250万円の積算で今回の指定管理料から発生している。今までは発生していない。それは自主財源、自主事業でエイトが補ってもらっていた。

討論。賛成討論あり。

採決。全会一致。したがって、議案第57号、指定管理者の指定について（上毛町大池公園有料施設等）、当委員会は、全会一致で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。お疲れ様でした。

○議長（宮崎昌宗君）日程第11、議案第59号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。峯委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君）おはようございます。予算決算常任委員会より報告します。

当委員会で審査した案件は、町長より提出された補正予算1件です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,701万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,171万6,000円とする。

まず、総務課長に総括説明をお願いし、総括説明終了後、総括説明に対しての質疑を受けました。

次に、担当課長に説明を求め、説明後、歳出から款ごとにページを追って質疑を受け、歳入については一括でお願いしました。

総括説明では、質疑。繰越し明許費の道路新設改良事業と上がっているが。

答弁。入札等の準備はできているが、用地を取得する必要ができたため。

質疑。債務負担行為で、給食調理業務委託料で、保育所、小学校、中学校と、上げ率が違っているが。

答弁。生徒数によるもの。それから、給食調理員が増えたことによる等々であります。

次に、課長からの説明を受け、歳出から款ごとにページを追って質疑を受けました。

質疑。上毛町食料品価格等物価高騰生活者支援事業とは。

答弁。全世帯に1人世帯は3,000円1口、2人以上の世帯は3,000円2口を配布する。内訳は、ふるさと納税返礼品を中心に食料品をラインナップし、各世帯で必要な食料品を選択してもらい、届ける。

質疑。現金のほうが早いのでは。

答弁。国から、現金給付は認めないということなので、どの方法がベストかを考え、この方法にした。また、3月末までに終わらせなければならないので、大平楽と道の駅を選ばせてもらった。

次に、歳入に移り、質疑。マイナンバーカードの交付率の向上で、国からの交付金が変わるのか。

答弁。国の事業の中で反映されると思うので、交付金の額が変わってくると思う。

以上、質疑を終わり、反対討論なし、賛成討論なし。

全会一致で採決。したがって、議案第59号、令和4年度上毛町一般会計補正予算第5号について、当委員会は可決することに決しました。

以上で報告終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。お疲れ様でした。

○議長（宮崎昌宗君）これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第50号、上毛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第50号、上毛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第51号、上毛町職員の降給に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第51号、上毛町職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第52号、上毛町田舎暮らし研究交流サロン条例を廃止する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第52号、上毛町田舎暮らし研究交流サロン条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第53号、上毛町税条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）私は、この税条例等の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べたいと思っております。

本来、督促手数料につきましては、当然、納期をきちっと守っている人、守らない人のペナルティーという意味でも、当然この制度は設ける必要があると思っておりますので、この税条例につきましては、反対するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）議案第53号、税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

納税義務者に対して、督促手数料を課すということは、ある程度納税意識を高めるということは理解しますが、督促手数料を廃止することによって、現在最初から送られてくる納付書で期限が過ぎてもコンビニ等で支払うことができる、その辺のところについて、住民の利便性は十分考えられます。

相対的に考えて、取らないメリットよりも、取らなくて、コンビニ等で期限が過ぎても納付できるというところのメリットが大きいと判断して、賛成をいたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。いいですか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）それでは、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第53号、上毛町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第54号、上毛町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第54号、上毛町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議案第55号、上毛町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第55号、上毛町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、議案第56号、上毛町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する等の条例について。これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第56号上毛町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する等の条例については、原案のとおり可決することに決しました。

た。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第9、議案第57号、指定管理者の指定について（上毛町大池公園有料施設等）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論ありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君） 少ないかも分かりませんが、あえて賛成討論をいたします。

今回、指定のプロポーザルでやったのは、5年前から指定管理者になっているエイトでございました。この会社は、管理料は要らないと、0円。今回、私が質問して担当課長にアバウトでもいいからということを探ねましたら、大体4,000万円ぐらいかかるであろうということでした。

にもかかわらず、今回もまた、指定管理料は0であるということでもございまして、この上毛町に対して、非常な思いをしていただいておりますというふうに私は受け取っております、この町に対する貢献度というものも、我々は大いにありがたく思っておりますので、これから一層、また、本町のために御奮闘いただきますことをお祈りして、賛成討論といたします。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに討論ありませんか。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（宮崎昌宗君） 再開します。

○9番（安元慶彦君） トイレの部分については、ちょっと私の聞き違いか聞き漏らしがあったかと思えますけど、失礼しました。

いずれにいたしましても、最初に述べたとおり、エイトさんは、本町に対して非常な力を出していただいておりますというふうに私は解釈しておりますので、賛成討論といたします。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第57号、指定管理者の指定について（上毛町大池公園有料施設等）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第10、議案第58号、指定管理者の指定について（上毛町立体育館等）、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第58号は反対の立場から討論いたします。

町の財政規模からして、6,000万円相当の金額は、維持管理費として決して安いとは言えません。それなのに、直営と指定管理で運営した場合の維持管理費について、比較検討してなくて、指定管理ありきで運営することを決めているので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）私は、議案第58号に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどの話もございまして、確かに指定管理料を自前で管理するというところの検討というふうなこともあるんですけども、これぐらいの規模のものになり、しかも、今回の体育館に関してはコミュニティー体育館というふうなことで、事業者のほうも非常に力を入れて管理をしていただけるというふうに、私は考えております。

また、担当課長からも御説明がありましたけれども、げんきの杜との連携である福祉の拠点、それから、このコミュニティー施設を使って町民のスポーツだけではなく、町民の方が十分、楽しく元気に使っていただけるような施設にさせていただくためにも、こういったきちんとした指定管理というところをしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

また、6,000万円という金額ですけれども、げんきの杜の施設管理も同等ぐらい

の金額がかかっております。それと比較しても、そんなに高額ではないというふうに思っておりますし、しっかり体育館を今後活用していただいて、この地域、中津も含めて、スポーツ、それから町民のほうがコミュニティーというか、楽しく過ごしていただけるような施設していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）それでは、これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第58号、指定管理者の指定について（上毛町立体育館等）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第11、議案第59号、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第5号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、本案を賛成の立場より討論いたします。

戦争による国内情勢の変化、住民の生活、家庭環境が、その影響度を日増しに強く受けつつある現状において、食料品物価高騰生活者支援事業、並びに子供子育て支援のための交付金、給付金、返還金、施策等々、生活弱者、住民に日が当たるタイムリーな施策であると考え、本議案に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

- 議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第59号、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決しました。

-
- 議長（宮崎昌宗君）日程第12、発議第5号、国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見書（案）、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

廣崎議員。

- 5番（廣崎誠治君）発議第5号について、反対の立場から討論いたします。

この発議の内容は、国庫負担割合引上げと国保税の課税方式の変更の二つの内容が含まれております。国庫負担の引上げには賛成ですが、税の課税方法、今の3方式から均等割を除く2方式への変更を求めるのは、もっと議論すべきと思います。よって今回はこの発議案については、反対いたします。

- 議長（宮崎昌宗君）ほかに賛成討論はありませんか。

安元議員。

- 9番（安元慶彦君）私、この意見書案には、賛成の立場から討論をいたします。

国民皆保険ということで、社会に冠たる制度は日本には敷かれておりまして、国民健康保険の医療費というものが、年間44兆円、それをオーバーするときもあるかも分かりません。そして、国民1人当たりの医療費は三十五、六万円かかっていると。莫大な費用を今、医療費の中で使っているわけでございます。

これに対応する、この国保財政というものが、非常に困難になってきておるということの中から、国に求めて、お願いをいたしたいという意見がございますし、反対討論者の中にも意見がありましたように、賦課の関係でございますけれども、公の中で、負担の関係が家族の構成人員によって非常にかかってくると、一人一人にかかってくるという中ですから、どうしても、そういったところは負担が大きくなる。そして、今、進めております人口の問題ですけれども、こういった方々の子育てというものが非常に負担は大きくなっていくというようなことがございますから、その辺の制度というものも見直していただいて、これを何としても、国保の制度というものを守ってい

かななければならぬということでございます。

そういうことで、これがもし、財政が先向き行かなくて、法定外の繰入れというものを考えられていくわけでございますけれども、皆さん方の負担ができるだけかからないように、そしてこの制度がしっかり堅持をされていくようにということでございますので。

私も、基本的には使う人が負担をしているということは、私は、どの会計でもそういうふうに思っておりますけれども、どうしてもそういう方々だけの負担では講じきれないというようなことでございますから、やむを得ずということにもなるかと思っておりますけど。

今回、1兆円程度の国からの助成をしていただきたいと。これはここに書いておりますように、全国知事会をはじめ、いろいろな団体からもそういう意見も出てございますが、そういうことで賛成討論といたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）私は、反対の立場から御意見を申し上げます。

国の今年度予算は約110兆円となっており、そのうち、年金医療介護、子供子育て等、社会保障費の支出は、約35%を占めております。そして、歳入財源の35%は国債に頼っているものでございます。

生産労働の減少、高齢化社会には、今後の一般財源が増える見込みはなく、歳出財源のみ膨れ上がり、今年度は防衛費財源として1兆円の増税も計画されております。国債に頼らなければならない危機的な財政状況でもあります。

現在でも、国保運営には多くの一般会計よりの支出をしており、低所得者には負担軽減措置も講じられております。被保険者として応分の負担をお願いするのは妥当であると思ひ、この意見書には反対するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私は、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険の財政が厳しいのは非常に理解をいたしますが、今、子供が少ない、この中で、多子の家庭において、負担が増すというのは、何とか、この国民保険を改善しながら、議論をしながら、そこに改善の余地が十分あろうかというふうに理解を

しております。

そういう意味で、何とかこの件について、改善すべきと思ひ賛成の立場から討論いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）それでは、これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、発議第5号、国民健康保険財政への国庫負担割合引上げを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第14、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査と

したい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 以上で本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。

令和4年第4回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時57分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員